

送付と振込

8月期の障害者福祉手当を振り込みました

該当者で振り込みのない人は、ご連絡ください。

なお、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持している人で申請していない人は、障害福祉課(本庁舎1階)または各支所で申請してください。

※市民税課税状況や施設入所などにより支給できない場合があります。

- 申請に必要なもの:印鑑、本人名義の預金通帳、身体障害者手帳または療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、マイナンバーカードまたは通知カード
- ☎ 障害福祉課 (☎537-5786 ☎537-1411)

募集

森林セラピー体験ツアー&ブローチづくり in 上野の森参加者募集

- 日時:10月6日(土) ①午前9時～、②午前9時20分～、③午前9時40分～、④午前10時～(各回に留学生も参加、①②は簡単な英語案内あり)
- 集合場所:大分いこいの道
- 定員:各5人(多数時は抽選)
- 参加料:1,500円(ガイド料・材料費)
- 申込み・☎ はがきまたは市ホームページの申込み専用フォームに、参加者全員の氏名・年齢・性別、代表者の住所・電話番号、希望の部を記入し、9月25日(火)〈必着〉までに林業水産課(〒870-8504 荷揚町2-31 ☎585-6013)へ。

市美術館ボランティア募集

- 活動内容:展覧会での案内、講座の補助、資料整理など
- 対象:入門講座(11月28日(水)、12月11日(火)、18日(火)、31年1月9日(水)、18日(金)、30日(水) 全6回)を受講可能な人
- 申込み・☎ 往復はがきに、住所、氏名(ふりがな)、電話番号を記入し、9月1日(土)～10月31日(水)(消印有効)に市美術館「ボランティア募集」係(〒870-0835 大字上野865 ☎554-5800)へ。

「機械式はかり」の定期検査を行います

計量法第19条による「はかり」の定期検査を、支所所管区域(野津原支所管内は除く)で、9月10日(月)～11月9日(金)に行います。

取引や証明に「はかり」を使用する事業者は、2年に1回の定期検査が必要です。9月上旬にお知らせ文書を送付しますが、対象事業者で文書が届かない場合は連絡をお願いします。

☎ 商工労政課(☎537-5625)

店舗のバリアフリー改修工事に要する経費を助成します

- 対象者:市内に店舗を設け、宿泊業・小売業・飲食サービス業・生活関連サービス業を営む人
- 対象工事:手すりや簡易スロープの設置、出入り口・廊下の拡幅など
- 補助限度額:25万円
- 募集期間:9月28日(金)まで
- その他:必要書類など詳しくは、障害福祉課(本庁舎1階 ☎537-5786)



障害福祉課からのお知らせ(☎537-5658)

◎市障がい者相談支援センターを開設します

J:COM ホルトホール大分で障がい者の相談支援を行っている事業所を、大分西部公民館に併設された建物に移転し、年中無休の相談窓口や緊急受入れ機能を備えた支援拠点として、9月から新たに開設します。

◎障がい者を虐待から守りましょう

障がい者への虐待は、本人の尊厳を傷つけ、自立や社会参加を妨げることにつながります。虐待かなと思ったときは、市障がい者虐待防止センター(☎585-6003)へ。また、同センターは9月1日(土)から市障がい者相談支援センター(王子町5-1 大分西部公民館に併設)に移転します。

- 開設時間:午前9時～午後5時15分

お知らせ

特定医療費(指定難病)受給者証の更新はお済みでしょうか

- 対象:有効期限が12月31日(月)までの受給者証を持っている人
- 受付期間:9月28日(金)まで
- その他:更新手続きの案内は、6月に県より郵送しています。案内が届いていない場合は、保健予防課(☎535-7710)へご連絡ください。

「おおい子育てほっとクーポン」の有効期限をご確認ください

子どもの一時預かりやインフルエンザ予防接種、読み聞かせ絵本の購入などのサービスに利用できます。有効期限は3歳の誕生日の前日です。期限内に使用しなかった分は無効になるので、ご注意ください。



☎ 子育て支援課(☎537-5793)

8月22日から「敬老の日施設優待券」を配布しています

優待券を使って、施設利用の無料または割引サービスを受けることができます。

- 対象:70歳以上の市民(昭和23年9月15日以前に生まれた人)
 - 配布場所:長寿福祉課(本庁舎1階・第2庁舎2階)、各支所、各地区公民館、各校区公民館、各老人いこいの家、各地域包括支援センター、市社会福祉協議会(J:COM ホルトホール大分4階)
 - 受取方法:該当者の年齢を確認できるもの(運転免許証、健康保険証、ワンコインバス乗車証など)を持参
- ※サービス内容などの詳細は優待券に記載しています。

☎ 長寿福祉課(☎537-5679)

電子申請をご利用ください

インターネットを利用して、市への各種申請や届出などの手続きができます。システムの利用には、事前に登録が必要な場合があります。詳しくは、市ホームページをご覧ください。情報政策課(☎537-5606)へ。

9月1日は防災の日

災害への備えはできていますか?

地震などの災害は忘れた頃に突然やってきます。災害から身を守るためには、日頃から身の回りの備えを十分におくことが大切です。この機会に身の回りの備えについて見直してみませんか。

災害に備えるチェックポイント

- 災害時の連絡方法や避難場所・経路などを家族で確認しておきましょう。
- 家の内外をチェックして危険箇所があれば修理・補強をしましょう。
- 家具の安全な配置を考え、転倒防止策をとりましょう。
- 食料品や飲料水を3日分(可能であれば1週間分)を目安に備蓄し、避難する際に持ち出すものをまとめておきましょう。

災害時要配慮者への支援を

地域の中には、高齢者や障がいのある人など、災害時に一人で避難できない人もいます。避難の際には自分や家族の身の安全を確保したうえで、可能な範囲での支援にご協力をお願いします。

非常持ち出し品の準備

懐中電灯、非常食・水、携帯ラジオ、救急医薬品、ヘルメット、衣類、タオル、ティッシュ、軍手、ライター、缶切り、お薬手帳のコピーなど

ローリングストック法で常時保存!

長期間保存のきく缶詰やレトルト食品などの食材を多めに買って、使いながら備蓄する「ローリングストック」も行っておきましょう。



☎ 防災危機管理課 ☎537-5664

9月9日は救急の日

大切な人の命を救うのはあなたです!

救急の日は、救急医療および救急業務に対する理解と認識を深めるために制定された日です。大切な人の命を救うために、通報のポイントを確認し、いざという時に慌てないようにしましょう。

救急通報のポイント

- 119番通報すると、指令員が救急車の出動に必要なことを質問します。慌てず、ゆっくりと答えてください。
- 救急車が来るまでに倒れた人の健康保険証や診察券、普段飲んでいる薬(お薬手帳)をできる範囲で準備しておきましょう。
- 救急車が来たら、倒れた人の情報(持病・かかりつけの病院など)、救急車が到着するまでの様子や変化、行った応急手当などを伝えてください。

※子どもは自分の状態を伝えることが難しい場合があります。いつもと違う様子はないか、周りの人が注意してください。また、高齢者は自覚症状が出にくい場合もありますので、迷ったらかかりつけ医に相談しましょう。

緊急性がなくても、「救急車の方が早い」「交通手段がない」などの理由で救急車を呼ぶ人がいます。本当に必要な人が利用できるように、救急車の適正利用にご協力をお願いします。

こんなときには迷わず119番を

- | | |
|--|---|
| <p>顔</p> <ul style="list-style-type: none"> ●顔半分が動きにくい、または、しびれる ●ろれつが回りにくく、うまく話せない ●見える範囲が狭くなる ●顔色が明らかに悪い | <p>頭</p> <ul style="list-style-type: none"> ●突然の激しい頭痛・高熱 ●支えなしで立てない ●ぐらいつく |
| <p>手・足</p> <ul style="list-style-type: none"> ●突然のしびれ ●突然、片方の腕や足に力が入らなくなる | <p>胸や背中</p> <ul style="list-style-type: none"> ●突然の激痛 ●急な息切れ、呼吸困難 ●胸の中央が締め付けられるような、または圧迫されるような痛みが2～3分続く |
| <p>おなか</p> <ul style="list-style-type: none"> ●突然の激しい腹痛 ●血を吐く ●便に血が混ざる、または真っ黒い便が出る | |



☎ 消防局警防課 ☎532-2199